

各施設の使用料減免の見直し概要（案）

- 1 各施設の減免見直し案を掲載しています。
- 2 貸館施設共通の全額免除（市主催事業、市共催事業、指定管理事業、障がい者利用免除）は記載を省略しています。
- 3 広く一般利用者に関係する団体減免及び事業減免の見直し案をお知らせするため、次の施設は除いています。
 - ア 貸館施設共通の全額免除のみ適用の施設
 - イ 使用実績のない減免規定の整理のみの施設
 - ウ 減免の見直しがない施設

目次

項目	頁
公民館（地区・地域公民館、分館、分室）	1
中央公民館	2
中央公民館、その他（郡山市民文化祭事業減免対象施設）	3
郡山公会堂	4
コミュニティ消防センター（富久山・白岩）	5
地域交流センター（西田・三穂田・田村・中田・日和田）	6
サン・サン・グリーン湖南	7
総合福祉センター	8
障害者福祉センター	9
男女共同参画センター（さんかくプラザ）	10

項目	頁
労働福祉会館	11
東部勤労者研修センター	12
野鳥の森学習館	13
荒井中央公園	14
音楽・文化交流館、その他（郡山市民音楽祭事業減免対象施設）	15
体育施設	16
夜間照明（スポーツ広場、学校施設）	17

施設名	公民館（地区・地域公民館、分館、分室）	施設所管課	教育総務部 生涯学習課 (024-924-2441)																									
1 行政の補完的役割団体 【75%減免】 地域の相互支援や福祉向上など地域社会への貢献を目的に組織され、その目的に沿った活動を継続的に行う公益的活動団体 例) 町内会、子ども会、スポーツ少年団、地区社会福祉協議会、地区保健委員会、ボランティア活動団体 など																												
<table><tr><th rowspan="2">貸出室</th><th colspan="2">現行</th><th colspan="2">見直し後</th></tr><tr><th>通常利用者負担</th><th>減免団体負担</th><th>通常利用者負担</th><th>減免団体負担</th></tr><tr><td>会議室</td><td>960円</td><td>160円</td><td>900円</td><td>220円</td></tr><tr><td>第1和室</td><td>600円</td><td>100円</td><td>300円</td><td>70円</td></tr><tr><td>集会室</td><td>1,080円</td><td>180円</td><td>1,600円</td><td>400円</td></tr></table>					貸出室	現行		見直し後		通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担	会議室	960円	160円	900円	220円	第1和室	600円	100円	300円	70円	集会室	1,080円	180円	1,600円	400円
貸出室	現行		見直し後																									
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担																								
会議室	960円	160円	900円	220円																								
第1和室	600円	100円	300円	70円																								
集会室	1,080円	180円	1,600円	400円																								
2 サークル活動、教育・文化・交流等の活動団体 【50%減免】 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、教育・学習、レクリエーション、芸術文化、健康増進、交流等の活動団体 例) 卓球クラブ、健康麻雀クラブ、詩吟会、合唱団、ヨガクラブ、体操クラブ、写真クラブ、吹矢愛好会、そば同好会、自主学習グループ、私立幼稚園、県立学校 など																												
<table><tr><th rowspan="2">貸出室</th><th colspan="2">現行</th><th colspan="2">見直し後</th></tr><tr><th>通常利用者負担</th><th>減免団体負担</th><th>通常利用者負担</th><th>減免団体負担</th></tr><tr><td>会議室</td><td>960円</td><td>160円</td><td>900円</td><td>450円</td></tr><tr><td>第1和室</td><td>600円</td><td>100円</td><td>300円</td><td>150円</td></tr><tr><td>集会室</td><td>1,080円</td><td>180円</td><td>1,600円</td><td>800円</td></tr></table> ※現行の通常利用者負担：使用料＋冷暖房費加算使用料 ※貸出室及び負担額は、小原田地域公民館を午後1時から午後5時まで使用した場合の例です。					貸出室	現行		見直し後		通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担	会議室	960円	160円	900円	450円	第1和室	600円	100円	300円	150円	集会室	1,080円	180円	1,600円	800円
貸出室	現行		見直し後																									
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担																								
会議室	960円	160円	900円	450円																								
第1和室	600円	100円	300円	150円																								
集会室	1,080円	180円	1,600円	800円																								
<その他> 各地区で開催される文化祭や運動会は、地区・地域公民館の共催事業で実施の場合は全額免除となります。																												
備考	・ふれあいセンター、コミュニティセンター、熱海多目的交流施設、農村交流センター、総合学習センターの減免対象及び減免割合は公民館と同じです。 ・概ね300㎡以上の体育館・ホール（公民館体育館、ふれあいセンター大ホール、熱海多目的交流施設多目的ホール、総合学習センター体育館）は、使用料改正後も別途冷暖房費加算使用料があります。 ・中央公民館はP2 参照																											

施設名	中央公民館	施設所管課	教育総務部 中央公民館 (024-934-1212)																														
1 行政の補完的役割団体 【75%減免】 地域の相互支援や福祉向上など地域社会への貢献を目的に組織され、その目的に沿った活動を継続的に行う公益的活動団体 ◆多目的ホールの減免割合は、現行と同じ50%減免 例) 町内会、子ども会、スポーツ少年団、地区社会福祉協議会、地区保健委員会、ボランティア活動団体 など																																	
<table><tr><th rowspan="2">貸出室 (午後)</th><th colspan="2">現行</th><th colspan="2">見直し後</th></tr><tr><th>通常利用者負担</th><th>減免団体負担</th><th>通常利用者負担</th><th>減免団体負担</th></tr><tr><td>第1 講義室</td><td>1,680円</td><td>280円</td><td>1,800円</td><td>450円</td></tr><tr><td>第1 和室</td><td>2,280円</td><td>380円</td><td>2,500円</td><td>620円</td></tr><tr><td>音楽室</td><td>1,320円</td><td>220円</td><td>1,200円</td><td>300円</td></tr><tr><td>多目的ホール◆</td><td>10,500円</td><td>5,250円</td><td>13,400円</td><td>6,700円</td></tr></table>					貸出室 (午後)	現行		見直し後		通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担	第1 講義室	1,680円	280円	1,800円	450円	第1 和室	2,280円	380円	2,500円	620円	音楽室	1,320円	220円	1,200円	300円	多目的ホール◆	10,500円	5,250円	13,400円	6,700円
貸出室 (午後)	現行		見直し後																														
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担																													
第1 講義室	1,680円	280円	1,800円	450円																													
第1 和室	2,280円	380円	2,500円	620円																													
音楽室	1,320円	220円	1,200円	300円																													
多目的ホール◆	10,500円	5,250円	13,400円	6,700円																													
2 サークル活動、教育・文化・交流等の活動団体 【50%減免】 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、教育・学習、レクリエーション、芸術文化、健康増進、交流等の活動団体 ◆多目的ホールは、現行と同じ減免対象外 例) 合唱団、ヨガクラブ、詩吟会、絵画クラブ、写真クラブ、健康麻雀クラブ、ダンスクラブ、自主学習グループ など																																	
<table><tr><th rowspan="2">貸出室</th><th colspan="2">現行</th><th colspan="2">見直し後</th></tr><tr><th>通常利用者負担</th><th>減免団体負担</th><th>通常利用者負担</th><th>減免団体負担</th></tr><tr><td>第1 講義室</td><td>1,680円</td><td>280円</td><td>1,800円</td><td>900円</td></tr><tr><td>第1 和室</td><td>2,280円</td><td>380円</td><td>2,500円</td><td>1,250円</td></tr><tr><td>音楽室</td><td>1,320円</td><td>220円</td><td>1,200円</td><td>600円</td></tr><tr><td>多目的ホール◆</td><td>10,500円</td><td>10,500円</td><td>13,400円</td><td>13,400円</td></tr></table> ※現行の通常利用者負担：使用料＋冷暖房費加算使用料(多目的ホール除く) ※午後1時から午後5時まで使用した場合の例です。 ※多目的ホールは、使用料改正後も別途冷暖房費加算（使用料の20%）、特別使用料(入場料加算)あり					貸出室	現行		見直し後		通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担	第1 講義室	1,680円	280円	1,800円	900円	第1 和室	2,280円	380円	2,500円	1,250円	音楽室	1,320円	220円	1,200円	600円	多目的ホール◆	10,500円	10,500円	13,400円	13,400円
貸出室	現行		見直し後																														
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担																													
第1 講義室	1,680円	280円	1,800円	900円																													
第1 和室	2,280円	380円	2,500円	1,250円																													
音楽室	1,320円	220円	1,200円	600円																													
多目的ホール◆	10,500円	10,500円	13,400円	13,400円																													
備考	・ 市民文化祭の事業減免はP 3 参照、市民音楽祭の事業減免はP15参照、地区・地域公民館等はP 1 参照																																

施設名	中央公民館、その他（郡山市民文化祭事業減免対象施設）	施設所管課	教育総務部 中央公民館 (024-934-1212)															
市民文化祭 郡山市民の文化に係る意識の醸成及び文化活動の振興を図るため、市民文化祭の主催事業並びに参加行事として市民文化祭実行委員会に承認された発表会、展示会、演奏会などの事業に対する公共施設使用料の減免																		
減免対象 ・参加行事等に承認された事業 ・行事当日及び会場設営を行う準備日 ※原則として行事当日と準備日は連続する日であること ※開催時期等は、毎年度の申請要領参照																		
事業減免対象施設 ・中央公民館、公会堂 ・地区・地域公民館、総合学習センター ・中央図書館視聴覚ホール ・市民文化センター ・音楽・文化交流館（ミューカルがくと館） ・男女共同参画センター（さんかくプラザ）など																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>対象</th><th>現行 減免率</th><th>見直し後 減免率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民文化祭主催行事</td><td>市民文化祭実行委員会が主催する行事（市共催事業）</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr> <td rowspan="2">市民文化祭参加行事</td><td>主催団体が以下の参加行事 ①市内の高校 ②市内の専門学校 ③市内の大学</td><td>80%</td><td>75%</td></tr> <tr> <td>上記以外の参加行事</td><td>50%</td><td>50%</td></tr> </tbody> </table>		区分	対象	現行 減免率	見直し後 減免率	市民文化祭主催行事	市民文化祭実行委員会が主催する行事（市共催事業）	100%	100%	市民文化祭参加行事	主催団体が以下の参加行事 ①市内の高校 ②市内の専門学校 ③市内の大学	80%	75%	上記以外の参加行事	50%	50%
区分	対象	現行 減免率	見直し後 減免率															
市民文化祭主催行事	市民文化祭実行委員会が主催する行事（市共催事業）	100%	100%															
市民文化祭参加行事	主催団体が以下の参加行事 ①市内の高校 ②市内の専門学校 ③市内の大学	80%	75%															
	上記以外の参加行事	50%	50%															
※概ね300㎡以上のホールは、別途冷暖房費加算あり。また、入場料の有無により入場料加算あり（入場料が1,000円以下の場合は入場料加算なし）。 ※対象施設により、入場料の有無によって器具・設備使用料の減免割合が異なる場合があります。																		
備考	・市民音楽祭の事業減免はP15参照																	

施設名	郡山公会堂	施設所管課	教育総務部 中央公民館 (024-934-1212)																	
1 行政の補完的役割団体 【75%減免】 地域の相互支援や福祉向上など地域社会への貢献を目的に組織され、その目的に沿った活動を継続的に行う公益的活動団体 例) 町内会、子ども会、スポーツ少年団、地区社会福祉協議会、地区保健委員会、ボランティア活動団体 など																				
		<table><tr><th rowspan="2">貸出室</th><th colspan="2">現行</th><th colspan="2">見直し後（</th></tr><tr><th>通常利用者負担</th><th>減免団体負担</th><th>通常利用者負担</th><th>減免団体負担</th></tr><tr><td>郡山公会堂</td><td>5,700円</td><td>0円</td><td>4,800円</td><td>1,200円</td></tr></table>					貸出室	現行		見直し後（		通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担	郡山公会堂	5,700円	0円	4,800円	1,200円
貸出室	現行		見直し後（																	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担																
郡山公会堂	5,700円	0円	4,800円	1,200円																
2 サークル活動、教育・文化・交流等の活動団体 【50%減免】 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、教育・学習、レクリエーション、芸術文化、健康増進、交流等の活動団体 例) 合唱団、ヨガクラブ、詩吟会、写真クラブ、ダンスクラブ、健康体操クラブ、自主学習グループ など																				
		<table><tr><th rowspan="2">貸出室</th><th colspan="2">現行（例：午後）</th><th colspan="2">見直し後（午前・午後・夜間）</th></tr><tr><th>通常利用者負担</th><th>減免団体負担</th><th>通常利用者負担</th><th>減免団体負担</th></tr><tr><td>郡山公会堂</td><td>5,700円</td><td>0円</td><td>4,800円</td><td>2,400円</td></tr></table>					貸出室	現行（例：午後）		見直し後（午前・午後・夜間）		通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担	郡山公会堂	5,700円	0円	4,800円	2,400円
貸出室	現行（例：午後）		見直し後（午前・午後・夜間）																	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担																
郡山公会堂	5,700円	0円	4,800円	2,400円																
※現行の通常利用者負担・減免団体負担：使用料のみ ※午後1時から午後5時まで使用した場合の例です。 ※使用料改正後も現行と同じく、別途冷暖房費加算（使用料の20%） ※使用料改正後は、特別使用料(入場料加算)あり																				
備考	・ 市民文化祭の事業減免はP 3 参照、市民音楽祭の事業減免はP15参照、中央公民館はP 2 参照																			

施設名	コミュニティ消防センター（富久山・白岩）	施設所管課	総務部 防災危機管理課 (024-924-2161)	
-----	----------------------	-------	-------------------------------	--

1 行政の補完的役割団体【75%減免】

地域の相互支援や福祉向上など地域社会への貢献を目的に組織され、その目的に沿った活動を継続的に行う公益的活動団体

例) 町内会、子ども会、スポーツ少年団、地区社会福祉協議会、地区保健委員会、ボランティア活動団体 など

2 サークル活動、教育・文化・交流等の活動団体【50%減免】

社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、教育・学習、レクリエーション、芸術文化、健康増進、交流等の活動団体

例) 卓球クラブ、健康麻雀クラブ、詩吟会、合唱団、ヨガクラブ、体操クラブ、写真クラブ、吹矢愛好会、そば同好会、自主学習グループ、私立幼稚園、県立学校 など

◆ 公民館分館に位置づけられている施設のため、公民館と同様にサークル活動団体に対する減免を規定

貸出室	現行		見直し後	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担
会議室・第1和室	500円	0円	500円	120円
第2和室・実習室	500円	0円	400円	100円

貸出室	現行		見直し後	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担
会議室・第1和室	500円	0円	500円	250円
第2和室・実習室	500円	0円	400円	200円

※貸出室及び負担額は、富久山コミュニティ消防センターを午後1時から午後5時まで使用した場合の例です。

施設名	地域交流センター (西田・三穂田・田村・中田・日和田)	施設所管課	保健福祉部 健康長寿課 (024-924-2401)
-----	--------------------------------	-------	-------------------------------

1 行政の補完的役割団体 【75%減免】

地域の相互支援や福祉向上など地域社会への貢献を目的に組織され、その目的に沿った活動を継続的に行う公益的活動団体

例) 町内会、こども会、地区老人クラブ、地区社会福祉協議会、地区保健委員会、ボランティア活動団体 など

貸出室	現行		見直し後	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担
研修室	600円	0円	600円	150円
集会室	720円	0円	700円	170円
健康増進室	840円	0円	1,000円	250円

2 サークル活動、交流・学習活動団体 【50%減免】

福祉の増進を図るため、地域や団体内での交流、学びなどを主な活動内容とする団体

例) 卓球クラブ、グラウンドゴルフサークル、百歳体操クラブ、そば打ち愛好会、自主学習グループ など

貸出室	現行		見直し後	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担
研修室	600円	0円	600円	300円
集会室	720円	0円	700円	350円
健康増進室	840円	0円	1,000円	500円

※現行の通常利用者負担：使用料＋冷暖房費加算使用料
※西田地域交流センターを午後1時から午後5時まで使用した場合の例です。

備考	・サニーランド湖南及び逢瀬荘の減免対象及び減免割合は、地域交流センターと同じです。
----	---

貸出室	現行		見直し後	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担
研修室	600円	0円	600円	300円
集会室	720円	0円	700円	350円
健康増進室	840円	0円	1,000円	500円

※現行の通常利用者負担：使用料＋冷暖房費加算使用料
※西田地域交流センターを午後１時から午後５時まで使用した場合の例
です。

施設名	サン・サン・グリーン湖南	施設所管課	農商工部農業政策課 (024-924-2201)	
-----	--------------	-------	-----------------------------	--

1 行政の補完的役割団体 【75%減免】

地域の相互支援や福祉向上など地域社会への貢献を目的に組織され、その目的に沿った活動を継続的に行う公益的活動団体

例) 町内会、子ども会、スポーツ少年団、地区社会福祉協議会、地区保健委員会、ボランティア活動団体 など

貸出室	現行		見直し後	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担
多目的ホール(一般)	1,300円	0円	1,700円	420円
研修室	200円	0円	400円	100円
そば加工調理室	500円	0円	900円	220円

2 サークル活動、教育・文化・交流等の活動団体 【50%減免】

社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、教育・学習、レクリエーション、芸術文化、健康増進、交流等の活動団体

例) バレーボールクラブ、バスケットボールクラブ、民謡愛好会、ダンスクラブ など

◆ 公民館分館に位置づけられている施設のため、公民館と同様にサークル活動団体に対する減免を規定

貸出室	現行		見直し後	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担
多目的ホール(一般)	1,300円	0円	1,700円	850円
研修室	200円	0円	400円	200円
そば加工調理室	500円	0円	900円	450円

※暖房設備を使用しない場合の使用料です。

※平日の午後1時から午後5時まで使用した場合の例です。

※多目的ホールは、使用料改正後も別途暖房費加算（使用料の20%）あり

<その他>

各地区で開催される文化祭や運動会は、地区・地域公民館の共催事業で実施の場合は全額免除となります。

施設名	総合福祉センター	施設所管課	保健福祉部 保健福祉総務課（024-924-3822） 健康長寿課（024-924-2401）
-----	----------	-------	--

1 行政の補完的役割団体 【75%減免】

地域の相互支援や福祉向上など地域社会への貢献を目的に組織され、その目的に沿った活動を継続的に行う公益的活動団体

例) 障がい者支援団体、高齢者支援団体、子育て支援団体、生活困窮者支援団体、更生保護・遺族支援団体、ボランティア団体 など

貸出室	現行		見直し後	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担
研修室（洋室）	3,000円	0円	3,000円	750円
学習室	3,120円	0円	2,300円	570円
集会室	9,240円	0円	10,800円	2,700円

2 総合福祉センター内入居公益団体 【全額免除】

総合福祉センター内に主たる事務所を有する公益団体が、当該総合福祉センターを利用する場合

例) 郡山市社会福祉協議会、郡山地区保護司会、郡山市遺族会、郡山市老人クラブ連合会、郡山市シルバー人材センター

貸出室	現行		見直し後	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担
研修室（洋室）	3,000円	0円	3,000円	0円
学習室	3,120円	0円	2,300円	0円
集会室	9,240円	0円	10,800円	0円

※現行の通常利用者負担：使用料＋冷暖房費加算使用料

※貸出室及び負担額は、午後1時から午後5時まで使用した場合の例です。

施設名	障害者福祉センター	施設所管課	保健福祉部 障がい福祉課 (024-924-2381)	
-----	-----------	-------	--------------------------------	--

1 行政の補完的役割団体 【75%減免】

地域の相互支援や福祉向上など地域社会への貢献を目的に組織され、その目的に沿った活動を継続的に行う公益的活動団体

例) 障がい者福祉・支援団体、町内会、ボランティア活動団体等

2 上記以外の障がい者団体 【75%減免】

障がい者の自立の促進及び身体機能の向上、理解促進を図るため、交流・レクリエーション等を目的とした障がい者団体

例) 障がい者団体

貸出室	現行		見直し後	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担
研修室	1,920円	0円	1,800円	450円
和室	1,200円	0円	900円	230円
会議室	1,200円	0円	900円	230円
調理実習室	2,160円	0円	1,800円	450円
作業室	1,920円	0円	2,200円	550円
訓練室	2,160円	0円	2,600円	650円
体育室 (団体利用)	2,600円	0円	3,000円	750円 + 冷暖房費

※現行の通常利用者負担：使用料+冷暖房費加算使用料（体育室除く）

※貸出室及び負担額は、午後1時から午後5時まで使用した場合の例です。

※使用料改正後も、体育室は別途冷暖房費加算（使用料の20%）があります。

施設名	男女共同参画センター（さんかくプラザ）	施設所管課	市民部　ダイバーシティ推進課 (024-924-3351)	
-----	---------------------	-------	----------------------------------	--

1 行政の補完的役割団体　【75%減免】

地域の相互支援や福祉向上など地域社会への貢献を目的に組織され、その目的に沿った活動を継続的に行う公益的活動団体

例) 町内会、依存症等の自助グループ　など

2 男女共同参画社会の促進を図り、関連課題の解決に取り組む団体　【100%減免】

(1)「行政の補完的役割を担う団体」の中で、ジェンダー教育や性的マイノリティの方への理解増進、女性活躍の推進、人権擁護、困難な問題を抱える女性や、DV被害者支援を行う団体など、その活動内容がさんかくプラザの設置目的に該当し、関連課題の解決に取り組む団体

例) 郡山人権擁護委員協議会、郡山市女性グループ連絡会　など

(2)郡山市女性グループ連絡会に加盟する団体

3 男女共同参画社会の促進を図る行政施策との関連事業　【100%減免】

※該当事業に対する事業減免　◆男女共同参画社会の促進を図るため、新設予定

(1)「男女共同参画フェスティバル」に出展するための準備行為（指定回数）

(2)男女共同参画に関する事業でありかつ地域社会や地域課題の解決に資する事業（ジェンダー教育、女性の活躍推進等）の当該活動及び当該活動に係る準備行為（指定回数）

(3)男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」を当該施設で受講する場合

貸出室	現行		見直し後	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担
研修室	1,080円	0円	1,200円	300円
調理実習室	1,080円	0円	1,200円	300円
和室	1,080円	0円	1,400円	350円
集会室	1,440円	0円	1,800円	450円

貸出室	現行		見直し後	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担
研修室	1,080円	0円	1,200円	0円
調理実習室	1,080円	0円	1,200円	0円
和室	1,080円	0円	1,400円	0円
集会室	1,440円	0円	1,800円	0円

※現行の通常利用者負担：使用料＋冷暖房費加算使用料
※貸出室及び負担額は、午後1時から午後5時まで使用した場合の例です。

貸出室	現行		見直し後	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担
研修室	1,080円	0円	1,200円	300円
調理実習室	1,080円	0円	1,200円	300円
和室	1,080円	0円	1,400円	350円
集会室	1,440円	0円	1,800円	450円

貸出室	現行		見直し後	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担
研修室	1,080円	0円	1,200円	0円
調理実習室	1,080円	0円	1,200円	0円
和室	1,080円	0円	1,400円	0円
集会室	1,440円	0円	1,800円	0円

※現行の通常利用者負担：使用料＋冷暖房費加算使用料
 ※貸出室及び負担額は、午後1時から午後5時まで使用した場合の例です。

施設名	労働福祉会館	施設所管課	農商工部 産業雇用政策課 (024-924-2251)																														
行政の補完的役割団体 【75%減免】 地域の相互支援や福祉向上など地域社会への貢献を目的に組織され、その目的に沿った活動を継続的に行う公益的活動団体 例) 町内会、郡山市交通安全母の会、社会福祉法人郡山市社会福祉協議会、郡山地区社会福祉協議会、方部民生委員協議会																																	
		<table><tr><th rowspan="2">貸出室</th><th colspan="2">現行</th><th colspan="2">見直し後</th></tr><tr><th>通常利用者負担</th><th>減免団体負担</th><th>通常利用者負担</th><th>減免団体負担</th></tr><tr><td>大ホール</td><td>5,200円</td><td>0円</td><td>6,400円</td><td>1,600円</td></tr><tr><td>中ホール</td><td>2,600円</td><td>0円</td><td>3,400円</td><td>850円</td></tr><tr><td>第1、2会議室</td><td>1,400円</td><td>0円</td><td>1,600円</td><td>400円</td></tr><tr><td>第3、4会議室</td><td>1,400円</td><td>0円</td><td>1,300円</td><td>320円</td></tr></table>			貸出室	現行		見直し後		通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担	大ホール	5,200円	0円	6,400円	1,600円	中ホール	2,600円	0円	3,400円	850円	第1、2会議室	1,400円	0円	1,600円	400円	第3、4会議室	1,400円	0円	1,300円	320円
貸出室	現行		見直し後																														
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担																													
大ホール	5,200円	0円	6,400円	1,600円																													
中ホール	2,600円	0円	3,400円	850円																													
第1、2会議室	1,400円	0円	1,600円	400円																													
第3、4会議室	1,400円	0円	1,300円	320円																													
※現行の通常利用者負担：使用料＋冷暖房費加算使用料（大ホール除く） ※貸出室及び負担額は、平日の午後1時から午後5時まで使用した場合の例です。 ※大ホールは、使用料改定後も別途冷暖房費加算（使用料の20%）があります。																																	

施設名	東部勤労者研修センター	施設所管課	農商工部 産業雇用政策課 (024-924-2251)	
-----	-------------	-------	--------------------------------	--

1 行政の補完的役割団体 【75%減免】

地域の相互支援や福祉向上など地域社会への貢献を目的に組織され、その目的に沿った活動を継続的に行う公益的活動団体

例) 町内会、商工会

貸出室	現行		見直し後	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担
第1研修室	1,560円	0円	1,600円	400円
第2、3研修室	960円	0円	1,000円	250円
和室	1,440円	0円	600円	150円

2 アマチュアスポーツを目的に郡山市スポーツ協会、郡山市スポーツレクリエーション協会、スポーツ少年団本部、福島県スポーツ協会及びこれらに加盟する団体が主催する事業で、市が後援し、東部体育館と同時に当該施設を使用する場合

※該当事業に対する減免 【25%減免】

◆併設の体育施設と連動した減免割合を新設予定

貸出室	現行		見直し後	
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担
第1研修室	1,560円	0円	1,600円	1,200円
第2、3研修室	960円	0円	1,000円	750円
和室	1,440円	0円	600円	450円

※現行の通常利用者負担：使用料＋冷暖房費加算使用料

※貸出室及び負担額は、午後1時から午後5時まで使用した場合の例です。

施設名	野鳥の森学習館	施設所管課	都市構想部 公園緑地課 (024-924-2361)																				
市内の町内会その他の住民自治組織が主催する事業のために使用 【75%減免】		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">貸出室</th> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">見直し後</th> </tr> <tr> <th>通常利用者負担</th> <th>減免団体負担</th> <th>通常利用者負担</th> <th>減免団体負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>840円</td> <td>0円</td> <td>800円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>960円</td> <td>0円</td> <td>900円</td> <td>220円</td> </tr> </tbody> </table>			貸出室	現行		見直し後		通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担	研修室	840円	0円	800円	200円	和室	960円	0円	900円	220円
貸出室	現行		見直し後																				
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担																			
研修室	840円	0円	800円	200円																			
和室	960円	0円	900円	220円																			
例) 町内会、自治会、公園愛護団体		※現行の通常利用者負担：使用料＋冷暖房費加算使用料 ※午後1時から午後5時まで使用した場合の例です。																					

施設名	荒井中央公園	施設所管課	都市構想部 公園緑地課 (024-924-2361)																				
行政の補完的役割団体【75%減免】 地域の相互支援や福祉向上など地域社会への貢献を目的に組織され、その目的に沿った活動を継続的に行う公益的活動団体 例) 町内会、自治会、公園愛護団体																							
		<table><tr><th rowspan="2">貸出室</th><th colspan="2">現行</th><th colspan="2">見直し後</th></tr><tr><th>通常利用者負担</th><th>減免団体負担</th><th>通常利用者負担</th><th>減免団体負担</th></tr><tr><td>ホール</td><td>—</td><td>—</td><td>1,400円</td><td>350円</td></tr><tr><td>調理室</td><td>—</td><td>—</td><td>200円</td><td>50円</td></tr></table>			貸出室	現行		見直し後		通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担	ホール	—	—	1,400円	350円	調理室	—	—	200円	50円
貸出室	現行		見直し後																				
	通常利用者負担	減免団体負担	通常利用者負担	減免団体負担																			
ホール	—	—	1,400円	350円																			
調理室	—	—	200円	50円																			
※令和9年度から有料化 ※午後1時から午後5時まで使用した場合の例です。 ※他の公園の交流施設と異なり、当公園の交流施設は地域住民の利用が中心であることを踏まえ、当公園のみ減免設定を予定しています。																							

施設名	音楽・文化交流館、その他（郡山市民音楽祭事業減免対象施設）	施設所管課	文化スポーツ観光部 文化振興課 (024-924-2661)			
市民音楽祭						
いつでもどこでも音楽に触れることができるまちをめざし、音楽の発表や鑑賞する機会となる市民音楽祭として承認された発表会、演奏会などの事業に対する減免						
減免対象						
・参加行事等に承認された事業 ・行事当日及び会場設営を行う準備日 ※原則として行事当日と準備日は連続する日であること ※開催時期等は、毎年度の申請要領参照						
事業減免対象施設						
・音楽・文化交流館（ミューカルがくと館）						
減免見直しに当たり対象施設を拡大予定						
・中央公民館多目的ホール ・郡山市公会堂 ・中央図書館視聴覚ホール						
		区分	対象	使用料の種類	現行減免率	見直し後減免率
		市民音楽祭主催行事	郡山市が主催又は共催する行事	基本使用料 特別使用料 設備使用料	100%	100%
		市民音楽祭参加行事	主催団体が以下の参加行事 ①市内の高校 ②市内の専門学校 ③市内の大学	基本使用料 特別使用料	80%	75%
				設備使用料	50%	50%
			上記以外の参加行事	基本使用料 特別使用料 設備使用料	50%	50%
※特別使用料：冷暖房費加算や入場料加算						
※入場料の有無により入場料加算あり（入場料が1,000円以下の場合は入場料加算なし）。						
備考	・市民文化祭の事業減免はP3 参照					

施設名		体育施設		施設所管課		文化スポーツ観光部スポーツ振興課 (024-924-3441)	
郡山市体育施設使用料免除基準の見直し案							
現行免除基準				減免率	見直し案		減免率
2条		アマチュアスポーツを目的に使用する場で、次のいずれかに該当するときは、施設使用料及び付属設備使用料を全額免除できる			アマチュアスポーツを目的に使用する場で、次のいずれかに該当するときは、貸切使用料、一部貸切使用料、附属室使用料、貸出区域使用料及び設備等使用料を全額免除できる		
1号		市、県、市教育委員会、県教育委員会及びこれらの機関（以下「市県等」という。）が主催するとき		100%	市（市の機関を含む。）が主催するとき		100%
2号		市を代表し、文科省又は日本スポーツ協会主催の東北大会以上に出場する場合の直前練習		100%	・市を代表し、文部科学省又は公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体主催の東北大会以上に出場する場合の直前練習 ・全国大会の場合：大会の2カ月前から ・東北大会の場合：大会の1カ月前から ・減免は、一団体あたり一月に3回までを上限とする		100%
3号		国又は市県等が共催するとき		100%	市（市の機関を含む。）が共催するとき		100%
4号		市内小・中学校等の体育大会及び市スポーツ協会加盟のスポーツ少年団の大会		100%	市内の幼稚園、保育所等、小・中学校の体育大会及び市スポーツ少年団本部に加盟するスポーツ少年団が大会を主催するとき		100%
3条		郡山市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校等に通う園児、児童、生徒及びその保護者等が、学校完全週五日制に伴い開放する体育施設を利用する場合		100%	廃止		—
4条		アマチュアスポーツを目的に使用する場で、市スポーツ協会所属の各種目団体が、児童及び生徒等を対象とした指導育成のために継続的に講習会を開催するとき		50%	・アマチュアスポーツを目的に使用する場で、市スポーツ協会の加盟団体が、中学生以下及び高校生・学生を対象とした指導育成のために継続的に講習会を開催するとき ・講習会…一月に複数回または複数月に渡って計画的に開催するものであること、特定の個人や単独のチームのみを対象とした講習会ではないことを要件とする ・減免は、一月に3回までを上限とする		50%
5条		アマチュアスポーツを目的に使用する場で、市県等が後援するとき		1/3	アマチュアスポーツを目的に、郡山市スポーツ協会、郡山市スポーツレクリエーション協会、郡山市スポーツ少年団本部及び公益財団法人福島県スポーツ協会又はこれらに加盟する団体（下部団体も含む）が使用する場で、市が後援するとき		25%
6条		【設備使用料】 アマチュアスポーツを目的として団体等が使用する場で、前3条に該当せず、使用対象が児童及び生徒等であるとき、付属設備使用料を免除		1/3	・アマチュアスポーツを目的として団体が使用する場で、前3条に該当せず、使用対象が高校生・学生及び中学生以下であるとき、設備使用料を免除 ・ただし、郡山庭球場、スポーツ広場、磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド、郡山市熱海フットボールセンター及び郡山スケート場の夜間照明設備使用料を除く		25%

施設名	夜間照明（スポーツ広場・学校施設）	施設所管課	文化スポーツ観光部　スポーツ振興課 （024-924-3441） 教育総務部　総務課 （024-924-2421）	
-----	-------------------	-------	--	--

令和9年度より、夜間照明設備の使用料が右表のとおりに改正されるとともに、新料金区分「高校生・学生及び中学生以下」に該当する場合には、以下のとおり減免基準を見直します。

貸出室	現行		改正後	
	区分	料金	区分	料金
夜間照明	一般	500円/30分	一般	700円/30分
			高校生・学生及び中学生以下	350円/30分

○ 使用対象者の過半数が郡山市内の児童及び生徒等である団体

上記団体は、現行では減免申請することで3分の1減免としていましたが、料金区分に「高校生・学生及び中学生以下」が設けられることにより、減免申請手続きの必要がなくなります。

貸出室	現行	見直し後
夜間照明 （左記に該当する場合）	減免前：500円/30分	減免前：350円/30分
	減免後：340円/30分	減免後：（減免適用なし）

※現行の減免団体負担について、1回あたりの使用料の総額に対して1/3減免とするため、使用時間によっては340円/30分とならない場合があります。

○ 対象施設

- ・スポーツ広場（三穂田、逢瀬、喜久田、日和田、富久山、湖南、田村、東部、中田）
- ・学校施設（永盛小、柴宮小、片平小、守山小、薫小、富田東小、富田西小、大島小、大成小、小山田小、明健中、西田学園）